(政－様式4) 重点施策調書

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ①施策名 | 安全･安心1－(3) 高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実 | | | |
| ②細項目 | ①高齢者を対象とした福祉サービスの充実<br>②地域生活への移行や就労支援など障がい者の自立支援 | | ③細項目コード | 3131<br>3132 |
| ④主担当課 | 保健福祉部　保健福祉総務課 | ⑤関係部局 | 保健福祉部、商工労働部 | |

【現状分析】

| | |
|---|---|
| ⑥指標の分析 | ◆特別養護老人ホームの定員数、介護老人保健施設の定員数<br>第5次福島県高齢者福祉計画等に沿って順調に増加している。<br>◆就業している障がい者数<br>近年の不況の中にあっても、毎年増加している。<br>◆ホームヘルプサービス利用回数(高齢者千人一週間当たり)<br>平成18年度の要介護認定区分の変更等に伴い、利用対象者数が一時的に減少したが、高齢化の進行に伴い要介護高齢者が増加するため、利用回数も増加することが予想される。<br>◆地域生活に移行した障がい者数(身体障がい者及び知的障がい者)<br>単年度実績では、平成２１年度(56人)は平成２０年度(67人)を下回っており、地域生活移行がなかなか進まない状況にある。<br>◆地域生活に移行した障がい者数(精神障がい者)<br>平成１６年から平成１９年までは、県が委託した6事業所の支援により５６名が退院したところであるが、平成２３年度目標値の達成のためには、強力に事業を推進する必要がある。 |
| ⑦社会経済情勢等 | ◆高齢者人口の増加に伴う要介護(要支援)高齢者数の増加。<br>◆国では、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の制定など国内法整備の検討を進めるとともに、障害者自立支援法を廃止し新たな福祉法を制定することとしている。<br>◆精神疾患を抱える患者が増加している中、国の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念を推進し、地域を拠点とする共生社会の実現を目指している。<br>◆近年の経済不況により、障がい者を取り巻く雇用環境はますます厳しさを増すなか、本県の障がい者の雇用率や工賃水準は上昇傾向にはあるものの、依然として全国平均を下回っている。 |
| ⑧平成21年度の主な取組み実績･成果 | <細項目①><br>◆福祉･介護人材確保緊急支援事業<br>福祉･介護人材の緊急的確保に係る措置を講ずるため、住民等に対する福祉･介護の意識啓発を図るなどにより、新たな人材の福祉･介護分野への参画を図った。<br>◆介護職員処遇改善臨時特例基金事業<br>介護職員の処遇改善や円滑な施設の開設を促進した。<br>＜細項目②＞<br>◆障害者自立支援対策臨時特例基金事業<br>事業者に対する運営の安定化及び新法への円滑な移行等を図り、障がい者の自立した日常生活等を営むことができるよう各種事業を実施した。<br>◆精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業<br>精神科病院に入院している精神障がい者の退院を促進するため、個別支援計画による総合的な支援を実施した。<br>◆職場適応訓練事業<br>障がい者等の就職困難者に対して受け入れ可能な事業所の開拓を行い、訓練により作業環境に適応させて雇用の促進を図った。 |
| ⑨平成22年度の主な取組み | <細項目①><br>◆福祉･介護人材確保緊急支援事業<br>◆介護職員処遇改善臨時特例基金事業<br>＜細項目②＞<br>◆(一部新)障害者自立支援対策臨時特例基金事業<br>◆精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業<br>◆職場適応訓練事業 |

【課題整理】

| | |
|---|---|
| ⑩施策を推進する上での課題 | <細項目①><br>◆要介護（要支援）高齢者の増加に見合った介護施設の整備及び居宅サービスの充実が必要である。<br>◆介護職員の報酬は他の職種より低く、離職率は他の職種より高い状況にある。<br><細項目②><br>◆精神科医療機関や精神障がい者向けサービス提供機関の地域間偏在がある。<br>◆障がい者が地域で自立した生活を送るための地域の相談体制や受入体制が不十分である。<br>◆一般就労への移行促進に向けた職業訓練等の支援施策の促進や、福祉的就労の工賃向上のための事業所の意識改革、経営改革や情報提供が課題である。 |

【今後の取組みの方向性】

| | |
|---|---|
| ⑪今後の取組みの方向性 | <細項目①><br>◆第5次福島県高齢者福祉計画等に基づく計画的な介護施設の整備の促進及び居宅サービスの充実を推進していく。<br>◆長期的に介護職員を確保・定着させるため、介護職員の処遇改善に一層取り組む。<br><細項目②><br>◆地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の機能強化を図るため、引き続き、相談支援従事者、サービス管理責任者等の養成と資質の向上を図るとともに、専門性の高い相談支援等を今後も積極的に実施する。<br>◆今後とも、障がい者の職業的自立を図るため、「障害者就業・生活支援センター」の活用等により、雇用と福祉の連携と、工賃向上プランの着実な推進を図る。 |

（政－様式４の付表）

# 指標の状況

| ①施策 | 安全・安心１－（３）高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実 | | |
|---|---|---|---|
| ②細項目 | ①高齢者を対象とした福祉サービスの充実<br>②地域生活への移行や就労支援など障がい者の自立支援 | ③コード | 3131<br>3132 |

| ④指標名 | 特別養護老人ホームの定員数　（細項目①） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑤指標の説明 | 第５次福島県高齢者福祉計画・第４次福島県介護保険事業支援計画における特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設）の整備計画数（累計） | | | | | | | |
| ⑥指標の推移 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 目標 | | | | 8,982 | 9,571 | | | |
| 実績 | 8,302 | 8,532 | 8,748 | | | | | |
| 達成率 | | | | | | | | |
| ⑦分　析 | ・第5次福島県高齢者福祉計画等に沿って順調に増加している。ただし、市町村の事情（整備方針の変更、事業者選定（公募）の実施状況等）や設置法人の事情（事業計画の変更、資金計画の変更等）等によっては、当該事業が延期や中止になる場合がある。 | | | | | | | |

特別養護老人ホームの定員数

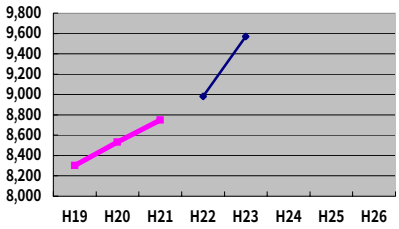


| ④指標名 | 就業している障がい者数　（細項目②） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑤指標の説明 | 公共職業安定所で把握している就業中の障がい者数 | | | | | | | |
| ⑥指標の推移 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 目標 | | | | 6,200 | 6,350 | 6,500 | 6,650 | 6,800 |
| 実績 | 5,855 | 5,935 | 6,071 | | | | | |
| 達成率 | | | | | | | | |
| ⑦分　析 | ・近年の不況の中にあっても、毎年増加している。就職を希望する障がい者は増加傾向にあり、また、障害者雇用納付金制度の対象が将来的には現行の常用雇用労働者300人超規模企業から101人以上規模の企業まで引き下げられることから、就業している障がい者数は徐々に増加するものと思われる。 | | | | | | | |

就業している障がい者数

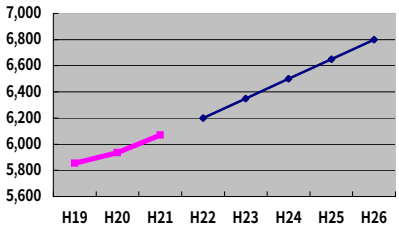


| ④指標名 | 介護老人保健施設の定員数　（細項目①） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑤指標の説明 | 第５次福島県高齢者福祉計画・第４次福島県介護保険事業支援計画における介護老人保健施設の整備計画数（累計） | | | | | | | |
| ⑥指標の推移 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 目標 | | | | 7,421 | 7,813 | | | |
| 実績 | 6,635 | 6,835 | 7,124 | | | | | |
| 達成率 | | | | | | | | |
| ⑦分　析 | ・第5次福島県高齢者福祉計画等に沿って順調に増加している。ただし、現時点では、各医療機関の有する療養病床の転換分も見込んでいるので、国の方針に変更があれば（介護療養病床は平成２４年度末に廃止となっているが、廃止時期の延期がなされる等）、病床転換が先送りされる可能性がある。 | | | | | | | |

介護老人保健施設の定員数

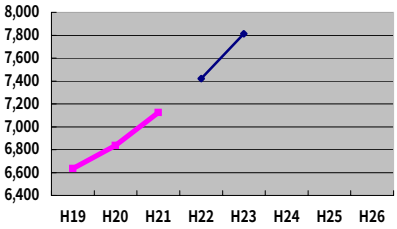


| ④指標名 | ホームヘルプサービス利用回数（高齢者千人一週間あたり）　（細項目①） | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑤指標の説明 | 訪問介護サービスの週間利用回数（高齢者千人当たり） | | | | | | | |
| ⑥指標の推移 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 目標 | | | | 88.6 | 90.9 | | | |
| 実績 | 84.4 | 83.2 | 84.2 | | | | | |
| 達成率 | | | | | | | | |
| ⑦分　析 | ・平成18年度の要介護認定区分の変更等に伴い、利用対象者数が一時的に減少したが、高齢化の進行に伴い要介護高齢者が増加するため、利用回数も増加することが予想される。 | | | | | | | |

ホームヘルプサービス利用回数

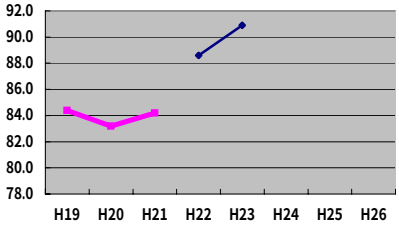

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ④指標名 | 地域生活に移行した障がい者数（身体障がい者及び知的障がい者）（H18年度以降の累計）　（細項目②） | | | | | | | |
| ⑤指標の説明 | 入所施設から地域生活に移行した障がい者数 | | | | | | | |
| ⑥指標の推移 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 目標 | | | | 349 | 438 | | | |
| 実績 | 104 | 171 | 227 | | | | | |
| 達成率 | | | | | | | | |
| ⑦分　析 | ・単年度実績では、平成２１年度(56人)は平成２０年度(67人)を下回っており、地域生活移行がなかなか進まない状況にある。 | | | | | | | |

地域生活に移行した障がい者数
（身体障がい者及び知的障がい者）

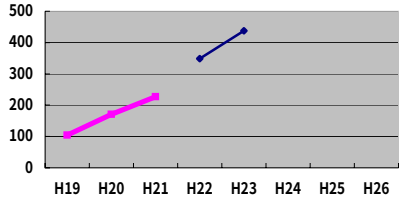


| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ④指標名 | 地域生活に移行した障がい者数（精神障がい者）（H21年度以降の累計）（細項目②） | | | | | | | |
| ⑤指標の説明 | 病院や入所施設から地域生活に移行した障がい者数<br>※H19までは県が委託した事業所の支援による人数、H21以降は県全体の人数 | | | | | | | |
| ⑥指標の推移 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
| 目標 | | | | 287 | 431 | | | |
| 実績 | 56 | 56 | | | | | | |
| 達成率 | | | | | | | | |
| ⑦分　析 | ・平成１６年から平成１９年までは、県が委託した６事業所の支援により５６名が退院したところであるが、平成２３年度目標値の達成のためには、強力に事業を推進する必要がある。 | | | | | | | |

地域生活に移行した障がい者数
（精神障がい者）

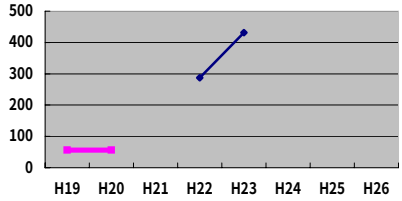

(政－様式3) 細項目調書

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①施策名 | 安全・安心1－(3) 高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実 | | |
| ②細項目 | ①高齢者を対象とした福祉サービスの充実 | ③細項目コード | 3131 |
| ④主担当課 | 保健福祉部　高齢福祉課 | ⑤関係部局 | 保健福祉部 |

| | |
|---|---|
| ⑥細項目の具体的な取組み | ⅰ　要介護となった高齢者が必要なサービスの提供を受けることができるよう、介護施設の整備を進めるとともに、居宅サービスの充実を推進します。<br>ⅱ　より適切で質の高いサービスが提供されるよう、介護保険施設及び介護サービス事業者等に対する指導監査を推進します。<br>ⅲ　ボランティアやＮＰＯなど地域の多様な主体による介護保険外の福祉サービスの提供を促進します。<br>ⅳ　介護休業が取りやすい職場環境の改善を図るとともに、介護に関する介護者の相談受付体制の充実を図ります。<br>ⅴ　福祉・介護サービス分野の人材を確保するため、福祉・介護サービスを運営する事業者が行う人材確保の取組みや、新たに就業を希望する求職者への支援を進めるとともに、福祉・介護人材の資質の向上を進めます。<br>ⅵ　高齢者が暮らしやすい居住環境をつくるため、福祉・介護サービスに適した住宅のバリアフリー化を促進します。 |

【現状分析】

| | |
|---|---|
| ⑦指標の分析 | ○特別養護老人ホームの定員数、介護老人保健施設の定員数<br>第5次福島県高齢者福祉計画等に沿って順調に増加している。<br>○ホームヘルプサービス利用回数（高齢者千人一週間当たり）<br>平成18年度の要介護認定区分の変更等に伴い、利用対象者数が一時的に減少したが、高齢化の進行に伴い要介護高齢者が増加するため、利用回数も増加することが予想される。 |
| ⑧社会経済情勢等 | ・高齢者人口の増加に伴う要介護（要支援）高齢者数の増加<br>・介護療養病床の再編成の動き<br>・介護休業制度の改正（平成２２年６月） |
| ⑨平成21年度の主な取組み実績・成果 | ○社会福祉施設整備事業、小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業<br>社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設、小規模介護施設等整備の支援を行った。<br>○低所得者利用者負担対策<br>介護サービスを利用する低所得者の負担軽減を図った。<br>○日常生活自立支援事業<br>県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（判断力のが十分でない高齢者等の福祉サービスの手続き、金銭管理の支援）への補助を行った。<br>○福祉・介護人材確保緊急支援事業<br>福祉・介護人材の緊急的確保に係る措置を講ずるため、住民等に対する福祉・介護の意識啓発を図るなどにより、新たな人材の福祉・介護分野への参画を図った。<br>○介護職員処遇改善臨時特例基金事業<br>介護職員の処遇改善や円滑な施設の開設を促進した。 |
| ⑩平成22年度の主な取組み | ⅰ社会福祉施設整備事業、小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業<br>ⅱ介護保険施設等の指導等事業<br>ⅲ日常生活自立支援事業<br>ⅳ（一部新）認知症対策推進事業<br>ⅴ福祉・介護人材確保緊急支援事業、介護職員処遇改善臨時特例基金事業<br>ⅵ高齢者にやさしい住まいづくり助成事業 |

【課題整理】

| | |
|---|---|
| ⑪細項目を推進する上での課題 | ・要介護（要支援）高齢者の増加に見合った介護施設の整備及び居宅サービスの充実が必要である。<br>・介護職員の報酬は他の職種より低く、離職率は他の職種より高い状況にある。 |

【今後の取組みの方向性】

| | |
|---|---|
| ⑫今後の取組みの方向性 | ・第5次福島県高齢者福祉計画等に基づく計画的な介護施設の整備の促進及び居宅サービスの充実を推進していく。<br>・長期的に介護職員を確保・定着させるため、介護職員の処遇改善に一層取り組む。 |

(政－様式3) 細項目調書

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①施策名 | 安全･安心1－(3) 高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実 | | |
| ②細項目 | ②地域生活への移行や就労支援など障がい者の自立支援 | ③細項目コード | 3132 |
| ④主担当課 | 保健福祉部　障がい福祉課 | ⑤関係部局 | 保健福祉部、商工労働部 |

| | |
|---|---|
| ⑥細項目の具体的な取組み | ⅰ　障がい者一人ひとりの特性に応じた、介護、医療、生活訓練、職業訓練など、必要なサービス提供体制の整備を促進します。<br>ⅱ　より適切で質の高いサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を推進します。<br>ⅲ　障がい者が自主的な判断により、地域で生活したり、就労したりすることができるよう、地域での受入体制の整備や就労移行支援などを進めます。<br>ⅳ　障がい者の文化･スポーツ活動、交流活動への参加を促進し、社会参加のための環境整備を進めます。<br>ⅴ　障がい者を支援するボランティアの活動を支援します。 |

【現状分析】

| | |
|---|---|
| ⑦指標の分析 | ○就業している障がい者数<br>　近年の不況の中にあっても、毎年増加している。<br>○地域生活に移行した障がい者数 (身体障がい者及び知的障がい者)<br>　単年度実績では、平成21年度(56人)は平成20年度(67人)を下回っており、地域生活移行がなかなか進まない状況にある。<br>○地域生活に移行した障がい者数 (精神障がい者)<br>　平成16年から平成19年までは、県が委託した6事業所の支援により56名が退院したところであるが、平成23年度目標値の達成のためには、強力に事業を推進する必要がある。 |
| ⑧社会経済情勢等 | ･国では、障害者権利条約の批准に向け、障害者基本法の改正や障害者虐待防止法の制定など国内法整備の検討を進めるとともに、障害者自立支援法を廃止し新たな福祉法を制定することとしている。<br>･障がい福祉サービスの利用者は年々増加している。<br>･精神疾患を抱える患者が増加している中、国の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」においては、「入院医療中心から地域生活中心へ」の基本理念を推進し、地域を拠点とする共生社会の実現を目指している。<br>･近年の経済不況により、障がい者を取り巻く雇用環境はますます厳しさを増すなか、本県の障がい者の雇用率や工賃水準は上昇傾向にはあるものの、依然として全国平均を下回っている。 |
| ⑨平成21年度の主な取組み実績･成果 | ○障害者自立支援対策臨時特例基金事業<br>　事業者に対する運営の安定化及び新法への円滑な移行等を図り、障がい者の自立した日常生活等を営むことができるよう各種事業を実施した。<br>○発達障がい地域支援体制強化事業<br>　発達障がい者支援センターを中心として身近な地域で発達障がいの支援を受けられる体制の構築に努めた。<br>○精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業<br>　精神科病院に入院している精神障がい者の退院を促進するため、個別支援計画による総合的な支援を実施した。<br>○障がい者工賃向上支援事業<br>　障がい者の工賃向上を目指すため、事業所を対象とした経営相談会を実施するなど各種の支援策を実施した。<br>○職場適応訓練事業<br>　障がい者等の就職困難者に対して受け入れ可能な事業所の開拓を行い、訓練により作業環境に適応させて雇用の促進を図った。 |
| ⑩平成22年度の主な取組み | ⅰ　(一部新) 障害者自立支援対策臨時特例基金事業、市町村地域生活支援事業補助事業<br>ⅱ　指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業<br>ⅲ　障がい者自立生活支援活動事業、(一部新) 発達障がい地域支援体制強化事業、<br>　精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業、(一部新) 障がい者工賃向上支援事業<br>　障がい者就業･生活支援センター事業、職場適応訓練事業、障がい者委託訓練事業<br>ⅳ　全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業、障がい者の明るい暮らし促進事業<br>ⅴ　社会参加促進事業 |

【課題整理】

| | |
|---|---|
| ⑪細項目を推進する上での課題 | ・精神科医療機関や精神障がい者向けサービス提供機関の地域間偏在がある。<br>・障がい者が地域で自立した生活を送るための地域の相談体制や受入体制が不十分である。<br>・一般就労への移行促進に向けた職業訓練等の支援施策の促進や、福祉的就労の工賃向上のための事業所の意識改革、経営改革や情報提供が課題である。<br>・発達障がいの支援に関わる専門的な支援者が不足している。また、ライフステージに応じた支援体制整備のため、成人期の支援（就労、経済面、生活の場の確保等）が課題である。<br>・障がい者に対する理解促進のための広報活動や情報提供が不足している。特に、精神障がい者に対する根強い偏見が課題である。 |

【今後の取組みの方向性】

| | |
|---|---|
| ⑫今後の取組みの方向性 | ・地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の機能強化を図るため、引き続き、相談支援従事者、サービス管理責任者等の養成と資質の向上を図るとともに、専門性の高い相談支援等を今後も積極的に実施する。<br>・グループホーム、ケアホーム、アパート等障がい者が地域で生活するための場の確保を引き続き支援する。<br>・地域に移行した精神障がい者が、入院中の障がい者の退院支援を行うピアサポーターの養成を新たに行う。<br>・今後とも、障がい者の職業的自立を図るため、「障害者就業・生活支援センター」の活用等により、雇用と福祉の連携と、工賃向上プランの着実な推進を図る。<br>・発達障がいに関しては、発達障がい者支援センターを中心とした関係機関の支援ネットワークをさらに強化し、発達障がい児・者のライフステージに応じた支援の充実を図っていく。<br>・障がい者に対する理解促進を図るため、障がいに関する作文やポスターの募集を継続するとともに、精神障がい者に関しては、研修会等の普及啓発事業を強化していく。 |

(政－様式2) 施策対応事業一覧表

| ①施策名 | 安全･安心1－(3) 高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実 | ③細項目コード |
|---|---|---|
| ②細項目名 | ①高齢者を対象とした福祉サービスの充実 | 3131 |
| ④細項目の具体的な取組み | i　要介護となった高齢者が必要なサービスの提供を受けることができるよう、介護施設の整備を進めるとともに、居宅サービスの充実を推進します。<br>ii　より適切で質の高いサービスが提供されるよう、介護保険施設及び介護サービス事業者等に対する指導監査を推進します。<br>iii　ボランティアやＮＰＯなど地域の多様な主体による介護保険外の福祉サービスの提供を促進します。<br>iv　介護休業が取りやすい職場環境の改善を図るとともに、介護に関する介護者の相談受付体制の充実を図ります。<br>v　福祉･介護サービス分野の人材を確保するため、福祉･介護サービスを運営する事業者が行う人材確保の取組みや、新たに就業を希望する求職者への支援を進めるとともに、福祉･介護人材の資質の向上を進めます。<br>vi　高齢者が暮らしやすい居住環境をつくるため、福祉･介護サービスに適した住宅のバリアフリー化を促進します。 | |

| ⑤具体的な取組み | ⑥重点プログラム | ⑦事業名 | ⑧担当部局<br>担当課　名 | ⑨予算額<br>(千円) | ⑩<br>始期 | ⑪<br>終期 | ⑫H22度事業の概要 | ⑬前年度の実績･成果<br>⑭H22度の目標等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| i | 5 | 介護職員処遇改善臨時特例基金事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 3,228,327 | H22 | H24 | 介護職員処遇改善臨時特例交付金による基金を活用し、介護職員の処遇改善や、円滑な施設の開設を促進する。<br>基金名　福島県介護職員処遇改善臨時特例基金<br>①処遇改善交付金<br>②施設開設準備経費助成特別対策事業 | ①処遇改善交付金<br>②施設開設準備経費助成特別対策事業<br>(目標) 県事業2施設、市町村事業19施設<br>(実績) 県事業1施設、市町村事業7施設<br>①処遇改善交付金<br>②施設開設準備経費助成特別対策事業<br>(目標) 県事業11施設、市町村事業42施設 |
| i | | 高齢者総合相談センター運営事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 8,945 | H01 | H24 | 高齢者総合相談センターを運営し、高齢者及びその家族等が抱える保健･医療･福祉･年金･法律･就労等に関する各種の心配ごと、悩みごと等に対する相談に応じる。 | 相談件数：1，523件<br>巡回相談会：県内12市町村<br>内訳：一般相談1，202件 (うち30件)、専門相談321件　(うち70件)<br>※(　)内は巡回相談件数<br>相談件数が前年度実績を上回るよう、広報等周知に力を入れる。 |
| i | | 軽費老人ホーム事務費補助金 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 430,271 | S55 | H23 | 軽費老人ホーム (A型･ケアハウス) が入所利用料のうち事務費の一部を階層区分 (課税･収入状況) に応じて減免した場合、県はその減免分を補助する。 | 補助先：(目標) 23施設　(実績) 23施設<br>補助先：(目標) 23施設 |
| i | | 介護老人保健施設整備資金利子補給事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 144,499 | H22 | H24 | 独立行政法人福祉医療機構から新築資金等を借り入れて介護老人保健施設を整備した施設の開設者等に対し、利子補給金を交付する。 | －<br>(設置主体からの申請に基づく補助事業であるため、目標値未設置) |
| i | | 特養ユニットケア推進事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 189 | H21 | H23 | 福島県内の特別養護老人ホーム入居者の生活の質向上を目的としたユニットケアを推進するため、次の事業を実施する。<br>①ユニットケアリーダー研修実地研修施設養成事業<br>②ユニットケア推進フォローアップ事業 | ①養成事業実施施設<br>(目標) 3施設、(実績) 3施設<br>②フォローアップ研修会参加者<br>(目標) 40名　(実績) 44名<br>①養成事業実施施設<br>(目標) 3施設<br>②フォローアップ研修会参加者<br>(目標) 40名 |
| i | | 社会福祉施設緊急整備特別対策事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 92,850 | H21 | H24 | 補助単価の拡充を行い、特別養護老人ホーム等の施設整備を積極的に促進する。 | ①特別養護老人ホーム建設補助事業<br>(目標) 本体定員80名、併設ショート定員20名　(実績) 本体定員80名、併設ショート定員20名<br>①特別養護老人ホーム建設補助事業<br>(目標) 本体定員260名、併設ショート定員30名 |
| i | | 社会福祉施設整備事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 557,100 | H17 | H23 | 社会福祉法人、市町村等による老人福祉施設の整備を積極的に支援するため、施設建設に要する経費に対して補助を行う。<br>①特別養護老人ホーム建設補助事業<br>②養護老人ホーム建設補助事業 (計画なし)<br>③ケアハウス建設補助事業 (計画なし) | ①特別養護老人ホーム建設補助事業<br>(目標) 本体定員360名、併設ショート定員54名　(実績) 本体定員166名、併設ショート34名<br>②養護老人ホーム建設補助事業<br>(目標) 定員80名　(実績) 80名<br>①特別養護老人ホーム建設補助事業<br>(目標) 本体定員260名、併設ショート定員30名 |
| i | | 施設整備資金利子補給事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 153,280 | H17 | H23 | 社会福祉法人の施設整備に係る独立行政法人福祉医療機構からの借入れについて、当該年度の利子償還金に対し、2．5%を乗じて得た額に借入利率で除して得た額を補助する。　補助率　2．5%／借入利率　　ただし、平成17年度整備着手分からは、当該年度の利子償還金に1／2を乗じて得た額を補助する。　補助率　1／2 | 補助先：(目標) 89施設　(実績) 86施設<br>補助先：(目標) 88施設 |

| ⑤具体的な取組み | ⑥重点プログラム | ⑦事業名 | ⑧担当部局<br>担当課　名 | ⑨予算額<br>（千円） | ⑩<br>始期 | ⑪<br>終期 | ⑫H22度事業の概要 | ⑬前年度の実績・成果<br>⑭H22度の目標等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| i | | 介護サービスクオリティアップ事業 | 保健福祉部<br>介護保険室 | 733 | H15 | H23 | 介護保険法の改正で、平成１８年度から介護保険サービス事業所に、事業所情報を公表することが義務付けられ、サービスの質の向上を図るとともに利用者のサービス選択に資するため、下記の事業を実施する。　介護サービス情報の公表事業<br>①普及啓発　　②調査員養成 | ①介護サービス情報の公表に対するアクセス件数　：　３５，０２９件<br>②介護サービス情報の公表に対するアクセス件数　：　３５，３５０件 |
| i | | 低所得者利用者負担対策 | 保健福祉部<br>介護保険室 | 29,973 | H12 | H23 | 介護サービスを利用する低所得者の負担軽減を図るため、国の特別対策に基づき利用者負担の軽減を行う社会福祉法人等に対して市町村が助成を行った場合、市町村に対して事業費を補助する。 | 補助対象市町村数　34市町村<br>補助対象者数　1,133人<br>補助額　25,972,000円<br>利用者負担の軽減措置が必要な低所得者に対して適切な助成を行う。 |
| i | | 介護支援専門員養成事業 | 保健福祉部<br>介護保険室 | 12,623 | H12 | H23 | 介護支援専門員として実際に業務に携わる人を対象に、介護保険制度の動向や介護報酬及び実務に必要な知識等について研修を行う。 | (1)介護支援専門員実務従事者基礎研修(目標250名)207名(2)介護支援専門員専門研修Ⅰ(目標300名）319名及びⅡ(目標300名)389名（(3)主任介護支援専門員研修(目標100名）193名<br>各研修とも前年並みの参加者数 |
| i | | 介護保険等対応歯科保健医療推進事業 | 保健福祉部<br>地域医療課 | 150 | H16 | H22 | 福島県歯科医師会が実施する在宅寝たきり老人等の要介護者に対する歯科保健医療に関する研修会に対して補助を行う。 | 社団法人福島県歯科医師会主催による歯科医師や歯科衛生士、医療関係者、介護支援専門員、介護福祉士等を対象に介護対応研修を実施。<br>H21.11.1（会津若松市開催）　参加者144名<br>社団法人福島県歯科医師会主催による歯科医師や歯科衛生士、医療関係者、介護支援専門員、介護福祉士等を対象に介護対応研修を実施。<br>日時場所未定　予定参加者200名 |
| i | | 福祉サービス苦情解決事業 | 保健福祉部<br>社会福祉課 | 4,723 | H22 | H26 | 福祉サービスの適正な利用を図るため、福祉サービス利用者からの苦情について、事業者段階での苦情解決のしくみづくりを促進するとともに、事業者段階で解決困難な苦情の解決の解決等のため県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設け、運営経費を補助し、苦情を公正かつ円滑に解決する民間レベルでの処理体制を整備する。 | ・苦情受付件数　４４件<br>・県担当者との意見交換会　1回<br>・県担当者との意見交換会　1回 |
| i | | 小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 2,010,446 | H21 | H24 | (1)小規模介護施設等の緊急整備特別対策事業<br>地域において将来必要となる小規模な介護施設、地域介護拠点の緊急整備を支援する。<br>(2)既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業<br>消防法施行令の改正により平成21年4月からスプリンクラー設置が義務付けられた既存施設に対し、スプリンクラー設置費用を助成する。 | (1)小規模介護施設等の緊急整備特別対策事業（目標）27施設（１５市町村）（実績）２０施設（１３市町村）<br>(1)小規模介護施設等の緊急整備特別対策事業　（目標）３７施設(１５市町村)<br>(2)既存施設のスプリンクラー整備特別対策事業(目標）17施設 |
| ii | | 福祉サービス第三者評価事業 | 保健福祉部<br>社会福祉課 | 341 | H17 | H22 | 福祉サービスに第三者による評価を導入することにより、サービスの質の向上を図るとともに利用者のサービス選択に資するため、下記事業を実施する。 ①当該事業のＰＲ　②評価調査者の養成 | ・評価実績　9件<br>・評価調査者養成（継続）研修会の実施　17名<br>前年度実績数の維持 |
| ii | | 認定調査員等研修事業 | 保健福祉部<br>介護保険室 | 1,804 | H12 | H23 | 介護保険サービスで受けられるサービス量は、認定結果に基づき算定されることから、介護保険制度を円滑に運営するためには要介護認定を公平かつ公正に実施する必要がある。 このため、要介護認定事務に関係する以下の者を対象として研修会を実施する。 （1）一次判定を行う資料になる訪問調査を行う認定調査員　（2）二次判定を行う認定審査会の構成員である認定審査会委員　（3）二次判定の資料になる主治医意見書を作成する主治医 | （1）新任認定調査員研修2回開催383名<br>現任認定調査員研修会7回開催　1579名<br>（2）審査会委員研修7回開催　702名（3）主治医意見書説明会5回開催　149名<br>各研修とも前年並みの参加者数 |
| ii | | 介護保険者指導事業 | 保健福祉部<br>介護保険室 | 1,385 | H12 | H23 | 介護保険制度の円滑な運営のため、保険者たる市町村に対して事業の運営等に関する指導助言、健全な保険者運営の支援等を行うことを目的とする。 | 市町村技術的助言実施　3市16町村等<br>介護給付適正化担当者研修開催　55市町村<br>市町村技術的助言については、２０カ所　その中の介護給付適正化に関して各市町村で定めた進捗状況を確認する。 |

| ⑤具体的な取組み | ⑥重点プログラム | ⑦事業名 | ⑧担当部局<br>担当課　名 | ⑨予算額<br>（千円） | ⑩<br>始期 | ⑪<br>終期 | ⑫H22度事業の概要 | ⑬前年度の実績・成果<br>⑭H22度の目標等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ii | | 介護保険施設等の指導等事業 | 保険福祉部<br>福祉監査課 | 2,496 | H12 | H22 | ①介護保険施設等の集団指導…施設等を一定の場所に集め、講習等の方法により指導を行う。<br>②介護保険施設等の実地指導・監査…事前に書面提出を受け、指導の対象となる施設等において、実地確認し指導する。また、不正や違反が疑われる場合は監査を実施する。<br>③介護保険施設等の指導担当職員研修の実施…各保健福祉事務所等の職員に対し研修を行う。 | 集団指導５回、延べ３，９８３施設等。実地指導４４０施設等。監査９事業所、営利法人監査３９５事業所。<br>集団指導５回。実地指導３８０施設等。営利法人監査３５４事業所。 |
| ii | | 社会福祉法人監督事務費 | 保険福祉部<br>福祉監査課 | 1,592 | H11 | H22 | ①本庁一般監査…本庁による社会福祉法人・施設の監査を実施する。<br>②保健福祉事務所一般監査…保健福祉事務所による法人・施設の監査を実施する。<br>③特別監査…必要と認めた場合に特別監査を実施する。<br>④厚生労働省研修…国立保健医療科学院が実施する研修に職員を派遣する。<br>⑤監査事務費等経費…国との打ち合わせ・会議に職員を派遣する。<br>⑥新設法人・施設に対する指導…法人認可後、開所前後に実地指導を行い、適切な法人・施設運営の確保を図る。 | 社会福祉法人監査１１３法人、社会福祉施設監査３５２施設。<br>社会福祉法人監査１０１法人、社会福祉施設監査３４９施設（予定） |
| iii | | 日常生活自立支援事業 | 保健福祉部<br>社会福祉課 | 26,380 | H17 | H22 | 県社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業（判断能力が十分でない高齢者や障がい者等が自立した生活が送れるように、福祉サービス利用手続、日常的な金銭管理等を契約に基づき支援する）の経費を補助し、事業の円滑な運営を図る。<br>※業務の一部を県内７地方の基幹的な市町村社会福祉協議会に委託。 | （H22.3月末現在）<br>・H21年度契約締結件数　51件<br>・実利用者数　201名<br>・契約実務が可能な社協数　14社協<br>※県内どこでも支援は受けられるが、実施体制側で契約締結事務が行える社協は限定されている。<br>実施主体における実施体制整備の強化 |
| iv v | | 地域包括支援センター職員等研修事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 2,050 | H18 | H24 | 介護予防、認知症への対応、虐待への対応等、高齢者の様々な課題に対応し、地域包括支援センターを中核とした地域包括ケア及び介護予防を推進することにより、地域で暮らす高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、地域包括支援センター職員等に対して、業務を行う上で必要な知識の習得及び技能の向上を図ることを目的に研修事業を実施する。 | 初任者研修 ６５人、現任者研修 ２８人、認知症対応力向上研修 延べ４２４人等の参加があった。<br>初任者研修50人、現任者・認知症対応力向上研修 延べ400人の参加 |
| iv v | | （一部新）認知症対策推進事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 2,555 | H21 | H24 | 増加する認知症高齢者対策として、地域における支援体制整備を推進する。<br>（1）高齢者認知症予防指導者養成事業<br>（2）（新）認知症地域医療・介護連携強化検討会<br>（3）（新）認知症コールセンター事業 | 指導者養成講座受講42人（申込は62人。定員超過のため抽選）<br>指導者養成講座受講40人、連携強化検討会開催　3回、コールセンター事業の広報 |
| v | 5 | 福祉・介護人材確保緊急支援事業 | 保健福祉部<br>社会福祉課 | 108,301 | H21 | H23 | 福祉・介護人材の緊急的な確保に係る措置を講ずるため、住民等に対する福祉・介護の意識啓発を図るなどにより、新たな人材の福祉・介護分野への参画を図る。 | ・福祉・介護サービスチャレンジ教室実施<br>・複数事業所連携事業　１ユニット設置<br>・複数事業所連携コーディネーターの設置<br>研修事業の複数回実施 |
| v | | 介護実習・普及事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 34,532 | H08 | H23 | 実習を通じて介護知識、介護技術の普及を図るとともに、「高齢化社会は地域住民全体で支えるもの」という考え方を地域住民に広く啓発する。　また、介護機器の展示・相談体制を整備し、介護機器の普及を図る。　これら知識・技術等の普及を効果的に実施するため、男女共生センター（二本松市）において事業を実施し、県民の意識の醸成を図る。 | ①介護相談件数：（実績）735件<br>②県民介護講座受講者：（実績）2949名<br>③専門研修受講者：（実績）365名<br>①介護相談件数：（目標）735<br>②県民介護講座受講者数：（目標）2000名<br>③専門研修受講者数：（目標）260名 |
| v | | ホームヘルプパワーアップ作戦 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 1,499 | H18 | H23 | 介護保険制度における訪問介護員の確保と資質の向上を図るため、各種研修を実施し、質の高い人材の養成に務め、訪問介護事業の効率的な実施を促進する。 | ①訪問介護初任者研修：（目標）100名（実績）147名<br>②適正実施研修：（目標）200名（実績）270名<br>③テーマ別技術向上研修：（目標）200名（実績）311名<br>①訪問介護初任者研修：（目標）100名<br>②適正実施研修：（目標）200名<br>③テーマ別技術向上研修：（目標）200名 |

| ⑤具体的な取組み | ⑥重点プログラム | ⑦事業名 | ⑧担当部局<br>担当課　名 | ⑨予算額<br>（千円） | ⑩<br>始期 | ⑪<br>終期 | ⑫H22度事業の概要 | ⑬前年度の実績・成果<br>⑭H22度の目標等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| v | | 認知症介護実践者等養成事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 11,876 | S61 | H23 | 認知症介護実務者及びその指導的立場にある者に対し認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、介護サービスの充実を図る。 (1)実践研修 (2)指導者養成事業 | ①実践研修修了者：（目標）920名　（実績）936名<br>②指導者養成研修修了者：（目標）4名　（実績）4名<br>①実践研修修了者：（目標）940名<br>②指導者養成研修修了者：（目標）4名 |
| v | | 福祉・介護人材確保緊急支援事業 | 保険福祉部<br>福祉監査課 | 43,120 | H21 | H23 | ①職場体験事業…福祉・介護の仕事に関心を持つ者に、福祉・介護の職場を体験する機会を提供し、職場の雰囲気やサービスを直接知ってもらうことで、円滑な就労を支援する。<br>③福祉・介護人材マッチング支援事業…福祉・介護サービスへの人材の参入と定着を促進するため、就労を希望する個々の休職者にふさわしい職場開拓や働きやすい職場づくりに向けた指導・助言等を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上を支援する。 | 職場体験者６０名（延べ１７６日）。ハローワークにおける相談活動４９回／３１１名、施設・事業所への訪問１９（法人・施設）。<br>職場体験者延べ２８０名・日。ハローワークにおける相談活動１３箇所／月４回、施設・事業所への訪問５０（法人・施設）。 |
| v | | 社会福祉関係職員研修事業 | 保険福祉部<br>福祉監査課 | 17,863 | S57 | H22 | 社会福祉行政職員研修、社会福祉施設職員研修、地域福祉従事者に対する研修及び研修に関する調査研究事業を委託し組織的・体系的に実施する。 | ２３項目の研修を実施。受講予定者数２，８００名に対して、受講者数２，８３４名。<br>各種研修を実施して県内の社会福祉関係職員を参加させ、知識・技術等の習得、資質の向上を図る。 |
| v | | 福祉人材ｾﾝﾀｰ運営事業 | 保険福祉部<br>福祉監査課 | 25,817 | H18 | H23 | 社会福祉事業従事者の量的確保及び資質の向上を目的に、福祉サービスに対する理解の促進、イメージの改善、就業促進、福祉職場への就職斡旋及び人材確保に関する相談受付等を内容とする本事業を実施し、福祉マンパワーの確保対策を積極的に推進する。 | 無料職業紹介事業及び広報・啓発活動（通年）。福祉の仕事相談会５回、福祉の就職総合フェア２回、就職動向説明会１２校等。<br>無料職業紹介事業を柱に、福祉の就職総合フェア２回、就職動向説明会１８校等。 |
| vi | | 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 24,016 | H13 | H23 | 高齢者が自宅における転倒等により要介護（要支援）状態とならないよう、住宅改修を実施する者へ改修資金を補助することにより、介護状態に陥ることを予防し、併せて、自立した在宅生活の継続を図ることを目的とする。 (1)補助事業の実施 | 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施件数：(目標）438件（実績）379件<br>高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施件数：（目標）384件 |
| 再掲 | | 地域リハビリテーション支援体制整備推進事業 | 保健福祉部<br>高齢福祉課 | 2,234 | H12 | H22 | (1) 地域リハビリテーション協議会<br>協議会において、県支援センター、広域支援センター、相談センター等の活動・指定のために、必要な協議を行うとともに、在宅復帰研修を実施する<br>(2) 広域支援センターの運営<br>(3) 福島県支援センターの運営 | 研究大会　270人、在宅復帰支援実務研修275人参加<br>研究大会　270人、在宅復帰支援実務研修270人参加 |

（様式２）施策対応事業一覧表

| ①施策名 | 安全・安心１－（３）高齢者や障がい者に対する多様な福祉サービスの充実 | ③細項目コード |
|---|---|---|
| ②細項目名 | ②地域生活への移行や就労支援など障がい者の自立支援 | 3132 |
| ④細項目の具体的な取組み | ⅰ　障がい者一人ひとりの特性に応じた、介護、医療、生活訓練、職業訓練など、必要なサービス提供体制の整備を促進します。<br>ⅱ　より適切で質の高いサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査を推進します。<br>ⅲ　障がい者が自主的な判断により、地域で生活したり、就労したりすることができるよう、地域での受入体制の整備や就労移行支援などを進めます。<br>ⅳ　障がい者の文化・スポーツ活動、交流活動への参加を促進し、社会参加のための環境整備を進めます。<br>ⅴ　障がい者を支援するボランティアの活動を支援します。 | |

| ⑤具体的な取組み | ⑥重点プログラム | ⑦事業名 | ⑧担当部局 担当課　名 | ⑨予算額（千円） | ⑩始期 | ⑪終期 | ⑫H22度事業の概要 | ⑬前年度の実績・成果<br>⑭H22度の目標等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⅰ | | 視覚障がい者生活支援センター事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 2,139 | H19 | H24 | ①視覚障がい者相談員設置事業<br>視覚障がい者に自立と社会参加を促進するため、生活相談等に応じる。<br>②視覚障がい者生活訓練等事業<br>日常生活上必要な訓練・指導等を行う。<br>③点字即時情報ネットワーク事業<br>新聞等による最新情報を点字及び音声により提供する。 | ①相談件数：856件<br>②センター利用者数（相談を除く）：1,238人<br>③情報提供件数：297件<br>視覚障がい者のニーズに応じた支援を行う。 |
| ⅰ<br>ⅴ | | 社会参加促進事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 23,541 | H19 | H24 | ①手話奉仕員・通訳者事業<br>聴覚障がい者の社会参加を促進するため手話奉仕員等の養成及び派遣を行う。<br>②盲ろう者通訳・介助員事業<br>盲ろう者通訳・介助員の養成及び派遣事業を行う。<br>③障がい者110番運営事業<br>障がい者の人権に関わる専門相談窓口を開設して、障がい者の相談に応じる。<br>④身体障がい者補助犬育成・貸与事業<br>重度の身体障がい者に補助犬を貸与する。 | ①手話奉仕員・通訳者事業：養成50名、派遣人数148名<br>②盲ろう者通訳・介助員事業：養成72名、派遣256名<br>③障がい者110番運営事業：相談件数240件<br>④身体障がい者補助券育成・貸与事業：貸与者１名<br>①②手話奉仕員等の養成研修を実施し、スキルアップを図る。<br>③相談窓口については、難題を解決するために「専門チーム」を編成する。<br>④1名に貸与する。 |
| ⅰ | | 情報支援等事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 5,816 | H19 | H22 | 障がい者の社会参加を促進するため、字幕入りビデオテープ等の貸出や手話通訳員を設置し情報支援の充実を図る。 | ①手話通訳員の配置：2名<br>②テープ等作成：44作品<br>③テープ等貸出：129本<br>作品のＰＲ等を実施することにより、貸出件数の増加を図る。 |
| ⅰ | | 生活訓練事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 920 | H19 | H23 | 障がい者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者の状況に応じた支援を実施し障がい者福祉の増進を図る。 | ①中途失明者緊急生活訓練事業：17回実施<br>②障がい者生活訓練事業：視覚障害者関係6回実施等<br>障がい者の要望に対応した訓練等を実施する。 |
| ⅰ | | 市町村地域生活支援事業補助事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 266,000 | H19 | H23 | 市町村が実施する相談支援機能強化、移動支援事業、コミュニケーション支援事業等の実施事業に対し手補助を行う。<br>（補助率：国１／２、県１／４） | ①相談支援事業<br>［59.3％：全国平均　非公表］<br>②移動支援事業実施率<br>［66.1％：全国平均86.1％］<br>③コミュニケーション支援事業<br>［54.2％：全国平均75.1％］<br>事業の促進を図り、全国平均に近づける。 |

| ⑤具体的な取組み | ⑥重点プログラム | ⑦事業名 | ⑧担当部局<br>担当課　名 | ⑨予算額<br>(千円) | ⑩<br>始期 | ⑪<br>終期 | ⑫H22度事業の概要 | ⑬前年度の実績・成果<br>⑭H22度の目標等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| i | | 障害者自立支援法関係人材育成事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 2,053 | H19 | H24 | 障害福祉サービス又は相談支援事業が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。<br><br>①障害程度区分認定調査員等研修事業<br>②障がい者相談支援従事者研修事業<br>③サービス管理責任者研修事業 | ①障害程度区分認定調査員等研修事業<br>・障害程度区分認定調査委員研修会…1回開催（出席者100人）<br>・市町村審査会委員研修会…1回開催（出席者88人）<br>②障がい者相談支援従事者研修事業<br>障がい者相談支援従事者養成研修<br>修了者　154名<br>障がい者相談支援従事者現任研修<br>修了者　24名<br>③サービス管理責任者研修事業<br>修了者　174名<br><br>①障害程度区分認定調査員等研修事業<br>・障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運営のため、障害者自立支援法障害程度区分認定調査委員及び市町村審査会委員の研修事業を各1回実施する。<br>②障がい者相談支援従事者研修事業<br>障がい者相談支援従事者養成研修<br>参加予定者数　160名<br>障がい者相談支援従事者現任研修<br>参加予定者数　40名<br>③サービス管理責任者研修事業<br>参加予定者数　240名 |
| i | | 高次脳機能障がい支援体制整備事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 681 | H19 | H24 | 高次脳機能障がい者への相談支援の中核を担う支援拠点機関の設置、基本的な相談支援手法等に関する研修会の開催、パンフレットの作成、配付による普及啓発を図る。 | 福島県高次脳機能障がい支援拠点機関<br>H20年9月に開室（総合南東北病院）<br>H21年度の相談件数　568件<br>県主催による研修会　1回開催<br><br>平成22年度から総合南東北病院に普及啓発事業を含めて業務委託<br>研修会　1回実施 |
| i | | 障がい者ホームヘルパー養成支援事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 1,843 | H19 | H24 | ホームヘルパーの資格取得を希望する知的障がい者及び精神障がい者、発達障がい者に対し、2級ホームヘルパー養成研修等を行い、さらに、修了者に対し就業場所の提供等を併せて行うことで障がい者の就労範囲の拡充及び自立促進を図る。 | 募集人員12名　うち参加者10名（2級ホームヘルパー及び知的ガイドヘルパー資格取得者9名）<br><br>募集人員12名　参加予定者12名（うち2級ホームヘルパー及び知的ガイドヘルパー資格取得者12名） |
| i<br>iii<br>iv | | 社会福祉施設整備事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 67,248 | S33 | H30 | 障がい児及び障がい者の施設福祉サービスの充実を図るため、社会福祉施設の整備を行う。 | 整備件数　1件　せきれい（富岡町）<br>補助額　58,575千円<br><br>整備件数　3件<br>補助額　67,248千円 |
| i<br>iii | | 在宅知的障がい者対策費 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 3,176 | H15 | H24 | 国庫補助対象外の知的障がい者グループホーム事業に対し補助を行う。 | 補助先　2団体（田村市）<br><br>補助先　2団体（田村市） |
| i<br>iii | | 発達障がい者支援センター運営事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 7,789 | H19 | H29 | 発達障がい者支援の拠点として、発達障がいの診断、専門的な相談支援、発達支援、関係機関の研修・調整、発達障がいの広報啓発等を行う。 | 相談延べ件数　1,091件<br><br>引き続き、発達障がい児・者の相談支援、発達支援、就労支援及び普及啓発活動を実施する。 |

| ⑤具体的な取組み | ⑥重点プログラム | ⑦事業名 | ⑧担当部局<br>担当課　名 | ⑨予算額<br>(千円) | ⑩<br>始期 | ⑪<br>終期 | ⑫H22度事業の概要 | ⑬前年度の実績・成果<br>⑭H22度の目標等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| i<br>iii | 5 | 発達障がい地域支援体制強化事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 12,723 | H21 | H23 | 早期発見・支援体制の整備、家族への支援・情報交換の場の提供、身近な地域での相談拠点づくり、地域支援の中核的人材育成、直接支援機関の支援力向上を図ることにより、地域の発達障がいの支援体制を強化し、発達障がい者支援センターを中心としながら、身近な地域で発達障がいの支援を受けられる体制を構築する。 | ⑴ 子どもの発達「気づきと支援」推進事業<br>ア　発達障がい児気づきと支援体制整備検討会<br>(ｱ)体制整備検討会　3回開催<br>(ｲ)方部別検討会　各方部で1回開催<br>イ　発達障がい児の早期発見・支援体制の実態把握調査実施<br>⑵ 発達障がい相談支援推進事業<br>ア　家族のためのワークショップ事業<br>5回開催　参加者　126名<br>イ　発達障がい地域支援機能強化事業<br>(ｱ)発達障がいサポートコーチ事業<br>6法人委託　相談件数　348件<br>(ｲ)発達障がい児地域療育機能強化事業<br>6法人委託　相談件数　462件<br>⑶ 発達障がい地域支援力向上事業<br>ア　支援機関に対する訪問相談支援事業<br>6回実施<br>イ　発達障がい専門療育力向上事業<br>2回開催　参加者　40名<br>ウ　地域発達相談支援員養成事業<br>4回シリーズで実施　修了者　33名<br>⑷ 発達障がい者支援センター連絡協議会<br>3回開催<br><br>21年度に引き続き事業を実施するとともに、成果を地域自立支援協議会等を通して市町村にフィードバックし、市町村における発達障がいの支援体制整備を推進する。 |
| ii | | 指定障害福祉サービス事業者等の指導等事業 | 保健福祉部<br>福祉監査課 | 287 | H16 | H22 | ①指定障害福祉サービス事業者等の集団指導…施設等を一定の場所に集め、講習等の方法により指導を行う。<br>②指定障害福祉サービス事業者等の実地指導・監査…事前に書面提出を受け、指導の対象となる施設等において、実地確認し指導する。また、不正や違反が疑われる場合は監査を実施する。<br>③指導担当職員研修…各保健福祉事務所等の職員に対し研修を行う。 | 集団指導3回、９４７施設等。実地指導１３０施設等。監査０。<br><br>集団指導3回。実地指導１９４施設等。 |
| i<br>iii | 5 | 障害者自立支援対策臨時特例基金事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 1,161,464 | H18 | H23 | 障害者自立支援法の円滑な運用を図るため、平成23年度までの特別対策として、事業者に対する運営の安定化及び新法への円滑な移行等を図るための各種事業を実施し、障がい者（児）の自立した日常生活等を営むことができるよう支援する。 | 1　事業者運営安定化事業<br>補助額　１７０，８９０千円<br>2　新法移行等円滑化事業<br>補助額等　１５１，３８５千円<br>3　介護・福祉人材の処遇改善等<br>補助額等　１６５，４００千円<br>4　その他の事業［自立支援総室分］<br>１２０，９７４千円<br>5　福祉・介護人材確保緊急支援事業<br>補助額等　１６，６１１千円<br><br>計画どおり事業を実施する。 |
| iii | 5 | 職場適応訓練事業 | 雇用労政課 | 12,720 | S38 | H26 | 中高年齢者・障がい者等の就職困難者の就職を促進するため、受け入れ可能な事業所を開拓し、同事業所において訓練を行い、作業環境に適応させ、訓練修了後は当該事業所に雇用させることを前提に実施する。 | 実施人員：(目標)８４人月（実績）７９人月<br><br>実施人員：８４人月 |
| iii | 5 | 障がい者工賃向上支援事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 14,136 | H20 | H22 | 障がい者の地域における自立した生活の実現を図るため、「福島県障がい者工賃向上プラン」に基づき、その計画の実現に向けた各種の支援策を実施し、事業所の意識改革、さらには障がい者の工賃向上を目指す取組を実施する。 | 1　相談員設置・専門家派遣等事業<br>(1)　相談員設置事業<br>事業所を対象とした経営相談会を実施<br>県内4方部（１３事業所）<br>(2)　専門家派遣事業<br>派遣事業所数１２か所<br>(3)　ビジネススキルアップ研修<br>7回開催（参加事業所45、参加人数65）<br>2　施設サービス向上研修<br>9日間実施（31名参加）<br>3　工賃向上計画進行管理<br>障がい者工賃向上プラン推進会議の開催<br>（2回開催 → 21年11月、22年2月）<br>※　工賃実績<br>18年度　9,540円（全国12,222円）<br>19年度　11,034円（全国12,600円）<br>20年度　11,278円（全国12,587円）<br><br>21年度に引き続き事業を実施する。<br>本県の目標工賃(障がい者工賃向上プラン)<br>23年度末において20,000円 |

| ⑤具体的な取組み | ⑥重点プログラム | ⑦事業名 | ⑧担当部局<br>担当課　名 | ⑨予算額<br>（千円） | ⑩<br>始期 | ⑪<br>終期 | ⑫H22度事業の概要 | ⑬前年度の実績・成果<br>⑭H22度の目標等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| iii | 5 | 精神障がい者地域生活移行支援特別対策事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 16,183 | H21 | H23 | 精神科病院に社会的入院をしている精神障がい者に対して、個別支援計画を策定し、自立体験、同行支援等の総合的な支援を行い、退院するための意欲と生活能力を身に付けさせることにより、精神障がい者が、自ら望む地域において、自分の意志で選択・決定しながら、地域社会の一員として、自立した生活を実現できるようにする。 | 県内10の精神科病院に、長期入院者の退院支援プロジェクトチームを編成。<br>108人を支援し、52人が退院に結びついた。<br>更に9の精神科病院に退院支援プロジェクトチームを編成すると共に、90人以上を支援し、32人以上を退院に結びつける。 |
| i<br>iii | | 障がい児（者）地域療育等支援事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 29,671 | H19 | H23 | 在宅の心身障がい児（者）の地域における生活を支えるため、いわき市を除く県内の各地域に相談支援アドバイザーを配置し、地域相談支援体制の推進、専門的な相談支援体制の確保並びに身近な地域で専門的な療育指導が受けられる療育支援機能の充実を図る。 | 6法人10施設に委託<br>相談件数　2,246件<br>6法人10施設に委託 |
| i<br>iii | | 広域的支援事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 723 | H19 | H22 | 市町村域を超えて広域的な支援を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援体制の整備や地域生活移行に向けた支援を行う。 | 相談支援体制整備事業<br>県自立支援協議会の開催　2回<br>地域生活移行支援事業<br>地域自立支援協議会等への委員派遣　13回<br>相談支援体制整備事業<br>県自立支援協議会の開催　2回<br>地域生活移行支援事業<br>地域自立支援協議会等への委員派遣　20回 |
| i<br>iii | | 精神障がい者社会復帰施設運営事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 163,767 | H20 | H23 | 精神障がい者の社会復帰を促進するため、法定社会復帰施設の運営費について補助する。 | 補助件数　9件<br>補助額　193,414千円<br>補助件数　7件<br>補助額　163,767千円 |
| i<br>iii | | 障がい者就労訓練設備等整備事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 30,000 | H20 | H21 | 障害者自立支援法に基づく就労移行支援や就労継続支援等の新事業に移行しようとする小規模作業所等に対して、必要な設備整備に要する経費の一部を補助する。 | 補助件数　2件<br>補助額　11,337千円<br>補助件数　9件<br>補助額　30,000千円 |
| i<br>iii | | 障がい者就業・生活支援センター事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 31,740 | H19 | H24 | 障がい者の就労を推進するため「障害者就業・生活支援センター」を活用して、障がい者が就労するために必要な生活上の相談及び健康上の相談等の生活支援事業を行い、障がい者の自立支援を行う。 | 登録者数（H22.3.31現在の総数）　1,182名<br>相談支援件数（平成21年度）　延べ8,476件<br>県内の各障害者就業・生活支援センターにおいて、電話相談、家庭訪問、職場訪問等を実施し、生活の相談や生活支援を実施した。<br>関係機関と連携をしながら、生活支援に関する活動を実施し、自立支援を図っていく。 |
| iii | | 障がい者自立生活支援活動事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 2,550 | H20 | H22 | 障がい者が主体性を持って、地域で自立して生活できるよう支援する「障がい者自立生活センター」において、身体障がい者の施設入所者を主な対象として、自立生活プログラムを策定し、障がい者によるカウンセリングや自立生活体験等とともに、家族や地域に対する啓発活動を実施することにより、円滑な地域生活移行と自立した地域定着の実現を図るための活動に補助する。 | プログラム利用者　25名<br>プログラム利用予定者　34名 |
| iii | | 障がい者地域生活移行自立サポート事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 1,704 | H19 | H22 | 施設に入所している障がい者の地域生活移行、社会復帰を促進するため、生活の場、活動の場の体験活動事業を実施する。 | 実施法人　5法人<br>利用者数　66名<br>地域生活移行者数　19名<br>実施法人　5法人<br>利用者数　54名<br>地域生活移行者数　15名 |
| iii | | 授産振興対策事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 5,157 | H22 | H24 | 障がい者小規模作業所を含む授産施設等をネットワーク化し授産事業の振興を図るため、授産事業支援センターを運営する福島県授産事業振興会へ活動費を助成する。 | 1 展示即売会　23日間開催<br>2　アンテナショップ　72日間開催<br>3　新商品開発コンクール　22年1月開催<br>21年度に引き続き事業を実施する。 |
| iii | | 精神障がい者社会適応訓練事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 2,638 | H20 | H23 | 回復途上にある在宅精神障がい者で就労意欲のある者を、県に登録した協力事業所に一定期間訓練を委託し、円滑な社会復帰を支援する。 | 訓練継続5名、新規7名で訓練を行う。<br>①訓練参加者：年間12名<br>②訓練日数：平均14日<br>③訓練月数：平均8ヶ月<br>①訓練予定者：（目標）20名<br>②訓練日数：　（目標）16日／月<br>③訓練月数：　（目標）8ヶ月 |

| ⑤具体的な取組み | ⑥重点プログラム | ⑦事業名 | ⑧担当部局<br>担当課　名 | ⑨予算額<br>(千円) | ⑩<br>始期 | ⑪<br>終期 | ⑫H22度事業の概要 | ⑬前年度の実績・成果<br>⑭H22度の目標等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| iii | | 障がい者委託訓練事業 | 商工労働部<br>産業人材育成課 | 37,704 | 18 | 22 | 障がい者の一般雇用への移行を促進するため、就労支援を行う。<br>1　障がい者委託訓練事業<br>　障がい者の雇用促進に資するため、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、職業訓練を実施する。<br>2　障がい者職業能力開発事業<br>　テクノアカデミー郡山を活用し、障がい者職業訓練の地域拠点整備を図るとともに、知的障がい者を対象とした職業訓練を実施する。 | 1　障がい者委託訓練事業<br>　定員75名、受講者数57名、<br>　修了者54名、就職者9名、就職率16.7%<br>2　障がい者職業能力開発事業<br>　定員30名、受講者数16名<br>　修了者13名、就職者8名、就職率61.5%<br>(H22.3.31現在、確定値は6月末)<br>1　障がい者委託訓練事業<br>　定員90名、就職率25.0%<br>2　障がい者職業能力開発事業<br>　定員10名、就職率50.0% |
| iii | | 福島県雇用開発協会補助金 | 商工労働部<br>雇用労政課 | 900 | H16 | H26 | 社団法人福島県雇用開発協会を指導・援助することにより、高齢化社会における高年齢者の雇用の促進と安定、新規学卒者の県内定着、障がい者雇用の理解と促進を図る。 | 若年労働力対策：ホームページの運営<br>高年齢者、障がい者雇用対策：雇用促進チラシの作成、配布　１３４８社<br>啓発対象企業の増 |
| iv | | 全国障害者スポーツ大会選手団派遣事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 6,148 | S40 | H24 | 千葉県で開催される第１０回全国障害者スポーツ大会に選手団を派遣する。 | ①第9回全国障害者スポーツ大会<br>　平成21年10月10日～10月12日　於新潟県<br>②派遣選手団51名（選手31名、役員20名）<br>千葉県で開催される第10回全国障害者スポーツ大会に福島県選手団を派遣する。 |
| iv | | 障がい者の明るい暮らし促進事業 | 保健福祉部<br>障がい福祉課 | 1,133 | H19 | H24 | ①精神障がい者家族会学習会（家族教室）<br>②家族相談員養成講習会<br>③精神障がい者スポーツ・レクリエーション教室 | 精神障がい者や家族同士が交流を深めるために、県内各地で年20回講演や家族会等を実施。延べ1,252名参加し、社会参加の促進を図った。<br>精神障がい者の家族交流や社会参加の促進、精神障がい福祉に対する県民の理解を深めてもらうため、県内各地で家族交流会や講演会を実施し、障がい者の社会復帰につなげる。 |